

京都府私立高等学校等授業料減免事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、私立の小学校、中学校又は高等学校（以下「私立高等学校等」という。）に在籍する児童又は生徒（以下「生徒等」という。）の修学の援助を図ることを目的として、京都府内に私立高等学校等を設置する学校法人（以下「学校法人」という。）が当該私立高等学校等の生徒等について授業料の減免又は授業料相当額の給付の事業を行う場合に補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「保護者」とは、学校教育法第16条に定める子に対して親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）で、京都府内に住所を有する者をいう。ただし、生徒等に保護者がいない場合は、当該生徒等（当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）で、京都府内に住所を有する者を保護者とみなす。

2 この要綱において、「授業料」とは、保護者が一律に納付すべき費用として学則上規定している経常的な費用（入学時の納付金は除く。）をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、学校法人が当該私立高等学校等に在籍する生徒等のうち次の各号のいずれかに該当する者に対し、別表1の区分欄に掲げる金額まで授業料の減免又は授業料相当額の給付（以下「授業料の減免等」という。）を行うために要する経費とする。

- (1) 保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である者
- (2) 授業料を負担していた保護者の死亡又は長期の傷病により授業料の納入が困難になった者
- (3) 授業料を負担していた保護者が火災、風水害その他の災害により著しく損害を受け授業料の納入が困難になった者
- (4) 保護者の前年（学校法人が授業料の減免等を行おうとする年度に属する12月末日を以て終了する年の前年をいう。）の所得額が別に定める基準額（以下「基準額」という。）未満であることにより授業料の納入が困難である者
- (5) 保護者の当該年（学校法人が授業料の減免等を行おうとする年度に属する12月末日を以て終了する年をいう。）の所得額が、転職、失業等により著しく減少し、基準額未満になることにより授業料の納入が困難になった者
- (6) 保護者が学校法人が授業料の減免等を行おうとする年度の市町村民税所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。））を課されない者（国内居住者に限る。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、それぞれの生徒等につき、別表1に定める区分ごとに算出した額の合計額とする。ただし、平成27年3月31日以前に高等学校に入学した生徒（転入学、編入学又は転籍した生徒については、当初高等学校に入学した日が、平成27年3月31日以前の場合）に係る補助金の額は、別表2に定める区分ごとに算出した額とする。

(交付申請)

第5条 規則第5条に規定する補助金交付申請書は、別記第1号様式とし、別に定める期日までに関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 知事は、前条に規定する申請書を受理したとき、その内容を審査のうえ交付の要否を決定し、その決定の内容を当該学校法人に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第6条第2項に規定する交付決定の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(事業変更の承認)

第8条 学校法人は、前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による事業変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、規則第14条第1項の規定による補助金の額の確定の後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、規則第6条第2項による交付決定額の全部又は一部を概算払により交付するものとする。

(秘密の保持)

第11条 学校法人は、補助事業を遂行するに当たって、事務取り扱いに慎重を期するとともに、生徒及び保護者について知り得た事実を他に漏らしてはならない。

(書類の保存)

第12条 学校法人は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備えつくとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を当該年度終了後10年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 補助金の交付を受けた学校法人が次のいずれかに該当するときは、期限を定めて交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (2) 学校法人の経理に不正の行為があったとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年10月15日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

ただし、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間においては、高等学校（中等教育学校後期課程）に在籍する生徒の保護者のうち第3条第1号に規定する者並びに同条

第6号に規定する者のうち転職、失業及び倒産した者に対し、学校法人が授業料の全額免除を行った場合には、第4条中「次によって算出した額で別に定める基準額を上回らないものの合計額」とあるのは、「次によって算出した額に118,800円を限度として加算補助したものの合計額」と読み替えるものとする。

附則
この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

附則
この要綱は、平成23年度の補助金から適用する。

附則
この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附則
この要綱は、平成24年10月10日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附則
この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

附則
この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

別表1（第4条関係）

区 分	算 出 額
1 高等学校に在籍する生徒の保護者で、第3条第1号に規定する者に対し、知事が別に定める最大授業料（以下「最大授業料」という。）又は当該学校の授業料のいずれか低い額まで学校法人が授業料の減免等を行った場合	最大授業料又は当該学校の授業料のいずれか低い額から、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき支給される高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）を差し引いた額。ただし、当該学校の授業料が、知事が別に定める標準的な授業料（以下「標準授業料」という。）を超える場合は、標準授業料から就学支援金を差し引いた額に最大授業料又は当該学校の授業料のいずれか低い額から標準授業料を差し引いた額の1/2を加えた額
2 高等学校に在籍する生徒の保護者で、第3条第5号に規定する者のうち転職、失業等により家計が急変し基準額未滿になった者（以下「家計急変者」という。）に対し、最大授業料又は当該学校の授業料のいずれか低い額まで学校法人が授業料の減免等を行った場合	最大授業料又は当該学校の授業料のいずれか低い額から、就学支援金を差し引いた額
3 高等学校に在籍する生徒の保護者で、第3条第2号から第6号（家計急変者を除く）までに規定する者に対し、標準授業料又は当該学校の授業料のいずれか低い額まで学校法人が授業料の減免等を行った場合	標準授業料又は当該学校の授業料のいずれか低い額から就学支援金を差し引いた額
4 小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒の保護者で、第3条第1号から第6号までに規定する者に対し、学校法人が取り決めた額まで授業料の減免等を行った場合	学校法人が行う授業料の減免等の額の3分の2以内の額

別表2（第4条関係）

平成27年3月31日以前に高等学校に入学した生徒に係る補助金の額

区 分	算 出 額
1 高等学校に在籍する生徒の保護者で、第3条第1号に規定する者及び家計急変者に対し、最大授業料又は当該学校の授業料のいずれか低い額まで学校法人が授業料の減免等を行った場合	最大授業料又は当該学校の授業料のいずれか低い額から、就学支援金を差し引いた額
2 高等学校に在籍する生徒の保護者で、第3条第2号から第6号（家計急変者を除く）までに規定する者に対し、標準授業料又は当該学校の授業料のいずれか低い額まで学校法人が授業料の減免等を行った場合	標準授業料又は当該学校の授業料のいずれか低い額から就学支援金を差し引いた額

京都府私立高等学校等授業料減免事業等補助金取扱要領

1 趣 旨

この要領は、京都府私立高等学校等授業料減免事業等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づく補助金の交付に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象経費

要綱第3条に規定する補助対象経費には、学校法人会計以外の基金等において当該学校の授業料の減免及び授業料相当額の給付の事業に要する経費を支出している場合に、学校法人会計においてその経費相当額を学校法人会計以外の基金等に対して補てんするため支出している経費も含むものとする。

3 基 準 額

要綱第3条第4号及び第5号に規定する基準額（年額）は、保護者の学校法人が授業料減免等を行おうとする年度の市町村民税所得割額又は学校法人が授業料減免等を行おうとする年度に属する12月末日を以て終了する年の収入見込み等から換算した市町村民税所得割額相当額が、別表に定める額未満とする。

4 補助金の額

要綱別表1及び2に規定する最大授業料は、929,000円とする。

要綱別表1及び2に規定する標準授業料は、650,000円とする。

要綱別表1に規定する3分の2以内の額は、小学校310,000円及び中学校 450,000円を限度とする。

附 則

この要領は、平成27年度の補助金から適用する。

○別 表（3基準額関係）

	19歳未満の扶養親族の数※		基準額 (保護者合算)
	うち16歳未満	うち16歳以上19歳未満	
0人	0人	0人	81,300円未満
1人	0人	1人	92,400円未満
	1人	0人	102,700円未満
2人	0人	2人	103,600円未満
	1人	1人	113,700円未満
	2人	0人	125,400円未満
3人	0人	3人	115,800円未満
	1人	2人	129,300円未満
	2人	1人	138,000円未満
	3人	0人	146,700円未満
4人	0人	4人	133,000円未満
	1人	3人	141,900円未満
	2人	2人	150,600円未満
	3人	1人	159,300円未満
	4人	0人	168,000円未満
5人	0人	5人	145,800円未満
	1人	4人	154,500円未満
	2人	3人	163,200円未満
	3人	2人	171,900円未満
	4人	1人	180,600円未満
	5人	0人	189,300円未満

※扶養親族とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。

※扶養親族の数は、学校法人が授業料減免等を行おうとする月の属する年の前年（当該月が1月から3月までの月であるときは、前々年。以下において単に「前年」という。）の12月31日現在において、保護者が有する（扶養親族が前年の中途において死亡した場合を含む。）年齢19歳未満の扶養親族の数とする。

※扶養親族の年齢は、前年の12月31日現在の年齢とし、同年1月1日から12月31日までに死亡した扶養親族は、その死亡の日現在の年齢とする。

※19歳未満の扶養親族の数が6人以上となるときは基準額は別に定める。